

佐賀県告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和元年 10 月 25 日から令和元年 11 月 25 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市轟木町字四本松 1810 番地先から 鳥栖市蔵上四丁目 158 番地先まで	令和元 . 10 . 25